

令和4年度事業費補助金の見直し結果について

1. 趣旨

本市では、地方自治法第232条の2の規定に基づき、市民福祉の向上を効率的かつ効果的に促進するため、個人・団体等が実施する公益性のある事業や当該団体の運営費に対し補助金を交付してきた。

補助金については、性質上反対給付を求めない一方的な支出であり、多くは市税を財源としていることから、補助事業の公益性、必要性、補助に伴う効果等について、市民の十分な理解を得て、適正な交付を行うことが重要である。

また、社会経済情勢の変化はもとより、国家戦略特区の指定、成田空港の更なる機能強化等の本市をとりまく環境の変化に伴い、市民ニーズが高度化・多様化していることから、一定の客観的な審査基準に基づき、補助事業の目的が市民ニーズと適合しているか定期的に検証する必要がある。

これまで本市では、行財政改革の一環として、平成12年度及び平成18年度に事業費補助金の見直しを行うとともに、毎年度の事務事業評価や実施計画のローリング、更には予算査定の場において個別の見直しを実施してきた。また、令和元年度には、「事業費補助金の見直しのための方針及び基準」を策定し、ゼロベースでの見直し、見直し期間の設定の方針により、補助事業の公益性、必要性、妥当性、明確性及び有効性の基本的な視点に基づき、各補助金について、全体的な見直しを行ったところである。

事業費補助金の公益上の必要性等については、定期的に検証する必要があることから、令和4年度に、令和5年度から令和7年度までを対象とし、改めてゼロベースで見直しを行った。

2. 見直しの方針

次の2点の方針により、各補助金の見直しを行った。

(1) ゼロベースでの見直し

事業費補助金については、創設に当たり、趣旨・目的等について整理しておりますが、時代の流れとともに、創設時の補助事業に係る社会経済情勢と大きく変化していることから、各補助金について、維持継続・改善・縮小・廃止等の今後の方針をゼロベースで見直す。

なお、創設時の補助事業の目的を達成したと判断できる補助金については、原則として廃止又は段階的に縮小する。

(2) 見直し期間の設定

補助事業の目的と市民ニーズが適合しているか定期的に検証するとともに、補助に伴う効果についても検証する必要があることから、事業費補助金については、3年を見直しのサイクルとし、その時点で改めて今後の方針を検討することとした。

3. 見直しの視点

公益性、必要性、妥当性、明確性、有効性の5項目の基本的な視点に基づき、各補助金の見直しを行い、今後の方針について、維持継続・改善・縮小・休止・廃止の区分により決定した。

4. 見直しの手順

次の手順により、各補助金について見直しを行った。

- ① 事業費補助金調査票の作成（事業担当課）
- ② 財政課担当者による書面審査及びヒアリング（1次査定）
- ③ 財政課長・企画政策課長・行政管理課長による課長査定（2次査定）

5. 結果

各補助金の見直し結果については、次のとおりである。

区分	件数	金額（千円）	見直し内容
廃止	5	9,418	事業の転換により廃止するもの 実績に基づき必要性を勘案して廃止するもの 当初の目的や社会情勢の変化に照らして廃止するもの
休止	1	1,200	実績や社会情勢の状況を勘案して休止するもの
改善	11	295,719	個別の補助金交付要綱を改正するもの 制度の見直しを検討するもの
維持継続	171	2,845,237	現行制度のまま、維持継続するもの

※金額は令和4年度当初予算額とする。